

令和3年第7回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和3年12月17日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月17日午後2時2分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田                      勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      1 0 番 窪                      和 子</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                      植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                      川 西 貴 通</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      大 浦 孝 夫</p> <p>事 業 部 長                      島 野 千 洋</p> <p>教 育 部 長                      巳 波 規 秀</p> <p>会 計 管 理 者                      橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘</p> <p>税 務 課 長                      末 永 潤 子</p> <p>住 民 生 活 課 長                      浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長                      乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      西 岡 勝 三</p> <p>経 済 建 設 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長                      大 辻 孝 司</p>
本 会 議 に 職 務 の ため出席した者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      西 谷 英 輝</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主 査                      大 文 字 睦 美</p>
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>発 議 第 9 号 平 群 町 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て</p> <p>発 議 第 1 0 号 令 和 4 年 度 理 科 教 育 設 備 、 「 観 察 ・ 実 験 」 器 具 等 の 不 足 解 消 を 求 め る 意 見 書 （ 案 ）</p>

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第11号 実効ある「特別支援学校の設置基準」策定 を求める意見書（案） 発議第12号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見 書（案）</p>
<p>請 願</p>	<p>第1号に同じ</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

令和 3 年 第 7 回 ( 1 2 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 4 号 )

令和 3 年 1 2 月 1 7 日 ( 金 )

午後 2 時開議

- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 請願第 2 号   | 生駒平群発電所 ( 太陽光 ) 防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書<br><br>( 総務建設委員長報告 ) |
| 日程第 2 | 発議第 9 号   | 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 3 | 発議第 1 0 号 | 令和 4 年度理科教育設備、「観察・実験」器具等の不足解消を求める意見書 ( 案 )                        |
| 日程第 4 | 発議第 1 1 号 | 実効ある「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書 ( 案 )                                  |
| 日程第 5 | 発議第 1 2 号 | コロナ禍による米価下落対策を求める意見書 ( 案 )  |
| 日程第 6 |           | 委員会の閉会中の継続調査の件  |

再 開 (午後 2時02分)

○議 長

皆様、こんにちは。

初日の本会議において固定資産評価審査委員会委員に選任同意を頂きました野上威志様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思いません。

固定資産評価審査委員会委員の野上様、よろしくお願ひいたします。

○固定資産評価審査委員会委員 (野上威志)

こんにちは。私、平群町固定資産評価審査委員会の委員に任命されました野上でございます。かなり長いこと、この役を務めさせていただいて、また再任ということで承ることになりましたので、よろしくお願ひしたいと思いません。

この固定資産につきましては、いろいろと税務課で対応していただいて、不服申出がありましたら、我々の委員会のほうでいろいろと協議させていただいて、公平・公正に審査させていただきますので、今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

○議 長

大変ありがとうございました。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和3年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 請願第2号 生駒平群発電所(太陽光)防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書

を議題といたします。

本議案については総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長 (馬本隆夫)

それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月7日に開催されました令和3年平群町議会第7回定例会の本会議において、総務建設委員会に付託を受けた請願第2号 生駒平群発電所(太陽光)防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書について、

12月8日、当委員会を開催して審査をしました。その内容と結果を御報告をさせていただきます。

なお、付託審査に先立ち、12月7日に当委員会を開催し、請願代表者2名の方より議会に出席したい旨、議長に申出があったことについて協議し、参考人として招致することが決定されましたので、請願代表者2名と紹介議員に出席をしていただきました。

請願第2号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書。この請願の趣旨は、応急工事の目的を「雨水の流出抑制と土砂の流出防止」としながら、洪水を調整する「調整池」がなく、本格的な大雨時には、調整できない降雨がそのまま下流に流出してしまうことに対し、町として、事業者との協定書に基づき、住民が安心して生活を送れるよう、事業者に流量調整機能を持った防災設備の実施を求めるものであります。

主な質疑では、請願代表者に対して奈良県にどのような説明をしているのかと質問され、防災の件については、繰り返し資料を出して県のほうにお願いしているとの答弁がありました。

町当局に、熱海市の事故を受けて、国が県に緊急調査を命じて、当該地についてはどのように判断しているのかと質問され、盛土に伴う林地開発の造成地を対象に奈良県が調査に入り、県内で39か所の盛土事業が該当しました。平群では、7か所該当したが異常なしと判断されました。ただし、2か所に関して、排水溝の土砂を撤去し、適正に管理するように指導されました。そのうち1か所は、応急防災計画に基づき、早急に実施するように指示があった。その箇所が今回の太陽光発電の用地と聞いているとの答弁がありました。

町当局に、当該地の対策工事は終わっているのか質問され、先日、奈良県議会でも11か所の沈砂池の設置はほぼ完了していることを確認している。これ以降に関しては、防災調整機能を持つ施設の調査、計画、実施について、奈良県のほうで指導してまいりますと答弁されており、それが調整池と判断しているとの答弁がありました。

町当局に、事業者は、奈良県の指導に基づいて工事をする事になっているのかと質問され、防災調整池設置に向けて、事業者と奈良県との協議を続けており、協議が調い次第着手されると考えているとの答弁がありました。

請願代表者に、現在設置されている11か所の沈砂池の土砂除去について、どのように考えているのかと質問され、大雨や台風時に11か所の沈砂池の管理は難しいと考えると答弁がありました。

請願代表者に、数年先の調整池の適正な維持管理について、どのように考えているのかと質問され、当然事業者が維持管理する責任があるが、事業者が逃

げた場合が心配であり、県や町と相談しながらやるしかないとの答弁がありました。

町当局に、調整池について協議中とのことであるが、町としてどこまで確認できているのか、また、調整池建設となると切土や盛土が発生するのではないかと質問され、調整池建設に向け、手法や規模を含めて協議していると聞いている。また、雨水の流量を調整できる規模の沈砂池設置となれば、最低限の切土や盛土は発生するだろうとの答弁がありました。

討論では、事業者は、現在奈良県と調整池設置に向けて協議中であるため、平群町議会としても、これまでどおり、許認可権者である奈良県に一任することが本来の対応であると思うこと。請願の内容は、現在、解決に向けて進んでおり、この請願については採択する意味が既になくなっていくということ。今後も引き続き奈良県の対応に注視するという観点と生駒平群発電所事業の事案は現在係争中の案件であることから、本請願には反対する旨の討論がありました。

一方、今年2月から住民や行政に知らされず、森林の乱暴な伐採を一気に行って裸地の山になってしまったのが現状である。大雨時の災害の危険性が大変大きくなってしまった。いいかげんな沈砂池ではなく、確実な流量調整機能を持った防災設備の実施を行政に求めるのは当然であり、議会として住民の生命、財産を守る立場である行政に求めていくことが必要であることから、本請願には賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、請願第2号は挙手少数により不採択すべきものと決定しました。

以上が当委員会に付託を受けました請願の審査内容と結果であります。よって、総務建設委員会委員長報告といたします。

令和3年12月17日  
総務建設委員会  
委員長 馬 本 隆 夫

以上であります。

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより請願第2号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

当局にお尋ねします。

この委員長報告の中にもありますけれども、今の状態のままで6月以降来て、

応急防災措置が先日終わったということで、一応、11か所の沈砂池はできるといふことなんですけどもね。しかし、問題となっている水の調整能力がないといふことで、調整池設置に向けて、事業者と奈良県で協議を続けていると。その協議が調い次第着手されると考えているという当局からの答弁がありました。これ、協議が調い次第、この前から私、一般質問でも言っていますように、もう既に半年経過してるわけです、裸地になってからね。ほとんど皆伐されてから半年たってるわけです。今後、これからまた来年になればですね、梅雨の時期も来ますし、いろいろ、大雨が降るおそれもあるわけですね。

そこで聞きたいのは、その協議が調い次第、できるだけ早くといふのは当然だと思ふんですが、県としては、いつまでにやるとか、いつまでも協議だけずっと続けてええといふものではもちろんないですから、その辺、町としては、県から、これぐらいまでの時期には調わせると、そういう話は聞いておられるのかどうか、その点どうですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

特にスケジュール的なことについては聞いておりません。

○議 長

山口議員。

○7 番

聞いてないといふことは、いつになるか分からんといふことだと思ふんですね、要するに。もちろん相手があることですから。その後、この委員長報告の中でも、これはあれか、請願者のほうが言ったことだからいいんですけども。いずれにしても、そういう状態にあるといふことでしょう。県議会でも、昨日終わった県議会定例会でも何回か取り上げられて、請願の審議もされてました。その請願といふのは、この前も言いましたように、今委員長報告された請願ではなくてですね、平群町議会としては、9月議会に住民から出された請願と同じものが奈良県議会に、9,000筆以上の署名を添えて提出され、昨日、本会議で22対18で否決されたんですね。だから、18人の議員が賛成したと。平群町とは大分違いますけれども。そういう状況の中でなってるわけです。

それで、ちょっとこれはもう質問じゃないですけども、もう1回言っておきますけども、いずれにしても、今の状態のままで放置するといふのは命に関わる問題なんで、一刻も早くするためにも、私はね、平群町議会として何をなすべきか、それを考えるべき。町行政として何をなすべきか、それを考えるべきだといふふうに思いますんで、このことはまた後で、討論のところでも話し

ますけれども、そういうことだと思いうので、今の部長答弁あったように、県としては、全然めど立ってないというのが実態だと思いうのですね。そのことがはっきりしたということは、そのことも踏まえて私は考えていただきたいということは申し上げておきます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。山本議員。

○3 番

12月8日に開催されました総務建設委員会におきまして、私は、委員長より委員外質問の許可を得て、メガソーラーの建設工事が停止した経緯をお伺いしました。ただいま委員長報告を受けましたが、その内容が記載されておられませんので、再度この本会議で町当局にお伺いします。

ほかの先生方も同じだと思いうのですけども、私たちは住民さんより、なぜ工事が停止しているのかとよく聞かれることがあります。その経緯を説明する際に、11名の議員がそれぞれ違う説明をしてしまうと、住民さんが混乱をしますので、ここで町当局が把握している工事の停止に至る経緯についてお聞きします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、そもそもこの工事がどういう経緯で停止しているのかということについて、大まかな流れを御説明いたします。

令和元年11月1日に、協栄ソーラーステーション合同会社が林地開発許可を受けました。その後、事業地から雨水の放流を受ける下流域の事業地外水路の水路勾配及び粗度係数の測量結果が、実際の水路勾配及び粗度係数で表わされた水路構造と大きく乖離することについて住民団体が発見し、奈良県に対してその事実を指摘されました。奈良県においても、この林地開発許可申請書に記載された水路勾配が現況水路勾配と整合していないことが確認されまして、事業者に再測量を指示したというふうに聞いております。事業者による再測量の結果、開発許可申請では、水路勾配が水路延長の大部分について、180パーミルと示しておりましたが、実際は平均で70パーミル程度であったことが判明し、開発許可申請書による放流先水路の流下能力が過大に設計されていることが明らかとなったということです。

事業地の雨水調整池の規模を決定するための重要な要因であります放流先水路の流下能力が誤りであり、事業計画では、防災上安全性が確保できないため、事業者は、奈良県からの指示も踏まえまして、令和3年6月14日以降、工事

を停止されました。同年6月15日、翌日ですが、奈良県職員が事業者と現地立会をしまして、工事が停止されていることを確認したというふうに聞いております。

また、同年6月22日には、事業者から奈良県知事に対しててんまつ書が提出されました。同日付で、奈良県からは、一つ、森林及び宅地造成規制法に規定する基準と認めるまで工事を停止すること、二つ、工事の再開に際しては、先行して防災調整池の工事を終えたことを奈良県が確認するまでは全体の造成工事に着手しないこととの内容で、工事の停止等について、通知が事業者から奈良県から出されております。

なお、奈良県から平群町に対しては、同年7月1日に、県の担当課長から、ファクスにて、この工事の停止等についての通知の写しが参考資料として送られてきております。

以上、大まかな流れでございます。

○議 長

山本議員。

○3 番

御答弁ありがとうございました。

今のが町の把握しておる経緯ということで承知いたしました。ありがとうございました。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。森田議員。

○8 番

本請願に反対の立場で討論させていただきます。

過日の総務建設委員会で当局から説明がありましたように、請願で求めておられる防災工事等につきましては、許認可権者の県が事業者適切に指導していることが明らかになりました。御心配の安全性は既に担保されていることから、本請願に反対させていただきます。

以上です。

○議 長

討論ございませんか。稲月議員。

○ 5 番

私は、この生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書については、賛成をする立場で討論いたします。

先日の委員会の中でも申しましたように、このメガソーラーの設置のための乱暴な森林伐採は、本年２月半ばから、住民にも知らされず、行政にも知らされず始まり、無謀な裸地の山になってしまいました。山林の開発に伴う伐採というのは、このような、いつときに伐採をするというような乱暴な工法でやっってしまうというのが本来の在り方であり、通常使われているやり方であります。一定部分に、伐採をする前には必ず調整池を造って次のところに移っていくという、こういうやり方でやられていれば、大雨の際の災害が起こる危険性は少なくなると考えます。こういった乱暴な工事をし、そして申請書類に虚偽の数字が書かれている、このことは、先ほども部長のほうからも述べられたような事実が出てきて工事が停止をされている。それも、長期間にわたって、６月から今もそのままずっと放置をされている状況をつくってきている。９月に入って、沈砂池を１１か所造るという工事が始まりましたが、非常に簡易な沈砂池であるということもはっきりしています。これでは、これから大雨、今の気候変動のこの時期の中では、冬であれ、いつであれ、大雨が降るという可能性もないとは言えません。だからこそ、住民の皆さんが災害を決して起こしてほしくない、この思いでこの請願は出されたと考えます。

幾ら県のほうが、先日、きちっとした工事をするように業者のほうに指導をしているというふうなことを言っているということは伺いましたし、きっとそういうふうにご言っておられるというふうに思いますけれども、しかしながら、今までの経過を見る限り、非常に無責任な工事がやられてきたのが現状であります。だからこそ、徹底して、再々業者に、きちっとした災害を防ぐ設備を設置をさせるように町としては意見を申し述べていく、県にも申し述べていく、こういうことが再々繰り返される必要があるというふうに思います。県にお任せをすればそれでよい、それでこの件についてはもう既に済んだことだというふうにするのは間違いであると考えます。

よって、私たち本議会は、この請願をちゃんと採択をして、住民の命、財産を守る、この責務を持つ地方行政としてきちんとしていくということで、事業者には流量調整能力を持った防災設備の実施を求めていくことが責務であると考え、本請願には賛成をいたします。

○ 議 長

討論ございませんか。山田議員。

○ 9 番

請願第 2 号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る  
確実な対策を求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

総務建設委員会の中でも申し上げましたが、請願書の要旨には、これまで奈良県と事業者間での協議が行われ、県の指導の下、既に応急防災工事が実施されてきたことも明記をされています。しかし、まだまだ事業者や奈良県には任せられない、このままでは住民の安全・安心が担保できず、どの程度の規模や容量を求められているのか不明ですが、住民の安全・安心を守るための防災工事として、流量調整機能を持った調整池を設置してほしいという内容であると思われ、請願の趣旨は一定理解できますが、奈良県のこれまでの指導にも異をとなえるものとなっているように感じます。

その上、請願文の理由等の内容を見ても、①③については、許認可権のある奈良県への判断に及ぶ部分であり、④については、これまでも事業者任せでなく、町としては、県の判断に沿って進められてきたことに対し、これらの内容からは、結果的に、工事の中止、工事ができなくなることを見越したのようになっていくように感じ、9月の請願と重なる意図が含まれているように思います。

仮に、県との協議による合意の上での調整池設置でなく、外的圧力等によって調整池が設置されたとしても、工事そのものが中止、事業者が撤退するという結果になったときは、その後のしゅんせつ等、調整池の維持管理は誰が責任を持って行っていくのでしょうか。維持管理が適正に行われなければ、かえって危険を伴うものになりかねません。そのためにも、現在の状況から見れば、事業が今後、法にのっとった適切な管理下の下、適正に履行され、安全確保が十分になることが一番大切であると思います。

委員会の質疑の中では、奈良県は、12月7日の県議会での一般質問に対し、雨水の貯留機能の有する仮設沈砂池の設置を11か所、沈砂池の上流部に土砂流出防止柵の設置を14か所の全ての工事の完了を確認しており、今後さらに応急防災工事の一環として、現状で必要な防災調整機能の調査、計画実施について指導していくと答弁しています。また、事業者としても、現在奈良県と調整池設置に向け協議中であるとのことであるため、平群町議会としても、これまでどおり、許認可権者である奈良県に一任することが本来の対応であると思うこと、請願の内容は、現状、解決に向け進んでおり、この請願については、採択する意味が既になくなっていくということ、今後も引き続き、奈良県の対応に注視するという観点等、以上のこと及びそれに加えて、生駒平群発電所事業の事案は現在係争中の案件であることから、この請願には賛成できないとい

う結論に至り、反対をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。植田議員。

○6 番

私は、この請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

このメガソーラーの建設ですが、許認可は県であるということは重々承知しています。ただ、このソーラーを建設されようとする場所が私たちの住む平群町であって、そこに多くの住民の方々が住んでおられます。当然、私は議員として、そこに住む方々の安全な暮らしや、あるいは生命、財産を守るという立場で、私は議会議員としておるわけですから、そういう中でですね、そもそもから言えばですね、最初の許認可を出す段階でもう少し県がきちっと精査をしていただければ、許認可が下りたかどうかということすら変わってくるような答えが出てたと思うんです。それをせずに、許認可を、きちんとした、私からすれば、精査をせずに許可を出された。その結果、あのような裸地の山が広がって、またそういう災害の危険を生むような状態を現状生んだわけですからね、そこを、じゃあどうするのかといったときに、県と事業者とで協議を続けているから大丈夫なんだという立場では私も思いません。これまでの経過、いろいろ、事業者のこれまで取ってこられた対応などを見ても、信頼できる事業者ではないというふうに思います。そういう中でですね、やはり平群町として、県がそういう立場で進んでおられたとしても、それを議会としてもそういう立場でお願いしたいと、後押しする立場で今回の請願を出されたということだというふうに思います。そういう意味では、当然の住民の思いや願いを、きちっと議会として私は表明するべきだという立場から、この請願については賛成をいたします。

○議 長

討論ございませんか。山口議員。

○7 番

稲月議員、植田議員のほうから、今賛成討論ありましたけども、一番の基本は何かと言えばですね、いろいろもう既に県のほうが指導してるんだからいいのではないかと、一定のあれはされてると。それともう一つ、反対であったのは、要するに事業が結局できなかった場合に、じゃあ誰が責任を取るんだ、これは住民の皆さんも心配されるどころだというふうに思うんですね。しかしね、そもそもあそこを、要するに、自分たちがした計画どおりに工事もせずに、伐採だけを先にやってですね、完全に金もうけのための工事のやり方をやったわけじゃないですか。将来のことは別にしても、今ある現状を一刻も早く是正する、

下流域に災害で被害を出さない、そのためには、本当なら一刻の猶予もなく早くしなければならぬ、これが一番大事なことです。それが一番心配だから、もちろん県行政にしても町行政にしても、災害が起こっていいというふうには思っておられないし、災害が起きて被害が出ればいいなんて誰も思っていないですし、できるだけそうならないように努力されてるのは理解します。しかし、それは一刻も早くしなければならぬ。なかなかできないけど、しなければならぬ。じゃあそのためにはどうするんだ。そのために、だから住民としては、黙って県や町に全てを任せるんじゃなく、自分たちも、住民の皆さんにも訴えてですね、この前も紹介しましたが、直下の樺台の住民の方からは、事業者の10月3日の説明会のときに、雨が降るたびに眠れないとおっしゃってるんですよ。そういう思いに応えるのが議会であり、行政ではないのかと、私はそう思う。

ですから、もう県がやってるから意味がないとか、そういうことではなしに、基礎自治体で一番被害が起こるであろう、許認可の権限は県であったって、平群町で被害が起きるわけですから、その平群町として、町長はもちろんですが、議会としても、住民の皆さんの声を受けて県のほうに声を上げていく。そのことが、県の担当者の皆さんや、知事をはじめですね、県をも動かしていくことになると思うんですよ。今ももちろん交渉されてるでしょうけれども、より真剣になっていく、そういう意味でも、私はこういう請願とか意見書というのは非常に大事だというふうに思ってます。その立場から私は判断していただきたい。

平群町議会はこの間、住民の皆さんから出された請願、特に私が紹介議員になった分はほとんど全て否決されてます。なぜそういうことになるのか。住民の声をなぜしっかり届けようという意識にならないのか不思議でならない。その思いも訴えてですね、何としても今度の場合は人命に関わる問題ですし、町としても、一番被害が出るのは平群町の町道や、人命までいかなくても町道に被害が出るわけですから、そういう立場から、やっぱり県に町長が言っていただけじゃなくて、多くの住民が言ってるんだと、お願いしてるんだということをやっぱり受け止めてもらうためにも、住民の代表である議会が採択するというのは非常に大事なことだというふうに思いますんで、そのことを訴えて、私の賛成討論といたします。

○議長

討論、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。したがいまして、原案について採決いたします。請願第2号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、請願第2号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書は不採択することに決定しました。

続きまして

日程第2 発議第9号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第9号

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日

提出者 長 良 俊 一

賛成者 岩 崎 真 滋

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例

平群町議会委員会条例（平成3年12月平群町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

2 この条例の施行の日から令和5年4月30日までの間、第2条第2号の規定にかかわらず、文教厚生委員会の委員の定数は5人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。長良議員。

○2 番

それでは、提案理由を説明させていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたことについて、下中議員が御逝去されましたことに伴い、議員の欠員が生じたので、任期満了である令和5年4月30日までの間、文教厚生委員会の委員の定数を削減しようとするものです。

どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第9号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第3 発議第10号 令和4年度理科教育設備、「観察・実験」器具等の

不足解消を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第10号

令和4年度理科教育設備、「観察・実験」器具等の不足解消を求める意見書  
（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日

提出者 井戸太郎

賛成者 岩崎真滋

〃 長良俊一

〃 山本隆史

令和4年度理科教育設備、「観察・実験」器具等の不足解消を求める意見書  
（案）

小中学校において、昨年度、今年度、新学習指導要領が実施されています。この新学習指導要領で理科教育においては、「観察」「実験」がさらに重視されることになりました。しかし、全国的に、観察実験器具の不足や、薬品、消耗材料の不足が起きています。

学校現場での調査で、小中高等学校で困っていること第1位は「観察実験器具不足」で9年連続となっています。

理科教育設備整備費等補助金事業は、機器整備拡充の予算ですが、補助率が50%で、導入するには残りの50%を負担しなければならず、自治体間での財政差が教育の差を生み出している要因にもなっています。

については、理科教育環境向上のため、下記事項を要望致します。

記

- 1 令和4年度理科教育設備整備予算の増額や負担率に関して、格別の配慮をすること
- 2 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をすること  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。井戸議員。

○ 4 番

学校現場では、今回は理科でございましたが、社会にしても、世界情勢等で地図がしょっちゅう変わった、でも買えないという状況もあります。ただ、今回は理科ということで、そういう希望が出てまいりましたので、私はこれで提出させていただきました。

本当簡単になんですけれども、今、新学習指導要領の、去年小学校が変わりました。今年度が中学校ですね。小学校は、追加した内容としては、音の伝わり方の大小が3年生で、雨水の行方と地面の様子という部分が4年生、人と環境が6年生、実際の自然災害が全学年に及んでおります。中学校も光の色、放射線、自然災害、生物特徴と分類の仕方が追加、充実した内容になっています。

新しいこの新学習指導要領で、各小中学校にどれぐらい導入できてるのかというデータがありまして、アンケート調査によりますと、整備できてるところが、小学校ではたったの11%、中学校でも11%ということで、ほぼ9割の学校が導入できてないということがアンケートで分かっております。

2に当たる消耗品についてですけれども、これも消耗品が不足していると感じている小学校が約46%、中学校は55%となっております。今、数字だけを並べさせていただきましたが、とにかく足りていないと。

笑い話でよく出てくる話でいいますと、理科の分銅のてんびんの実験とかで、10グラムの分銅が10グラムじゃないと。さびてて質量が変わっていると、そういうのはよく聞く話でございます。ぜひとも皆様方、賛成していただいでですね、国のほうにも補助率、それで、補助率の件なんですけれども、50%となっておりますが、沖縄県だけ4分の3でございます。

そういうわけでございます。ぜひともよろしく願いいたします。

○ 議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第10号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第10号 令和4年度理科教育設備、「観察・実験」器具等の不足解消を求める意見書（案）については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定をいたしました。

続きまして

日程第4 発議第11号 実効ある「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第11号

実効ある「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日

提出者 植田 いずみ

賛成者 稲月 敏子

山口 昌亮

実効ある「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は大幅な増加となっています。学校建設が進まない中でマンモス化傾向が進み、子ども達は過密な状態の中で学ぶ権利が充分保障されず、コロナ禍の中で命と健康も脅かされる状況です。また普通教室も足りないため特別教室を転用したり、一つの教室をカーテンで仕切り使用していることが常態化しています。これは特別支援学校に設置基準がないためです。

文部科学省もこの問題が明らかになる下で、一定の設置基準策定を示されましたが、児童・生徒数の上限規定や1学級あたりの2名以上の教員配置や通学

時間の上限規定などが規定されておらず不十分な内容です。またこの基準は学校を新設する場合に適応され、現存する学校にも適応猶予年限等を設け実効ある内容となるよう国庫補助率の引き上げも含め改善が求められます。

特別支援学校の子ども達の教室が不足している事態は早期に解決が必要です。

すべての障害者のあらゆる人権を保障することを目的に、日本政府が批准をした「障害者の権利条約」に照らしても、早期の対応が求められます。

よって、国と政府におかれては既存校も含め実効ある「特別支援学校の設置基準」を策定することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田議員。

○6 番

今、事務局長のほうから読み上げていただいた中身が今の支援学校の実態だというふうに見ていただけたらと思います。実際、特別支援学校はですね、在籍者数が、昨年度で全国1,149校で合計約14万5,000人と、2010年度から約1.2倍に児童生徒が増えているという状況があるわけです。そういう中で、このコロナ禍の中で、国会でも問題になりましたが、特別支援学校というのは身体障がい者の子どもたちも通いますから、先生と密着した授業という形になることが多いのでね、そうなれば、そういう感染リスクも高まると。なおかつ、そういう狭いところにたくさんの子どもたちがいる状態という下ではですね、国がコロナで距離を持ってどうこうという、そういう基準が全く当てはまらない中で授業を受けざるを得ないというのが実態だと思うんです。そういう中で、やっと重い腰を上げて、文科省も9月24日に、これまでなかった設置基準を一応出してきたんですが、その中身が、先ほど局長が読み上げていただいたみたいに上限定数が決まっていなかったとか、1学級2名以上の先生が規定されていない、あるいは通学時間も上限が設けられていないなど、まだまだ現場の声とはかなり乖離した中身でしか出てきていないというのが、今回9月に出た設置基準だったということで、そういう意味では、本当に障がいを持った子どもたちも、やっぱり等しく安全に学び育つ環境を特別支援学校でもきちっと保障していくという意味では、最低これぐらいの中身はきちっと整備していただきたいということも含めまして、今回、意見書を提出させていただきました。

ぜひ議員の方々の御賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山本議員。

○3 番

実効ある「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）について討論いたします。

今、植田議員さんのほうからいろいろと説明を受けましたが、その中にもありましたように、文部科学省は今年の9月24日に、障がいのある子どもが通う特別支援学校の教室不足を解消するため、設置基準を初めて設定しました。今回の設置基準では、1学級の人数を、幼稚部は5人以下、小中学部は6人以下、高等部は8人以下とし、校舎の面積は障がいの種類ごとに、児童生徒数などに応じて定めています。さらに、教員や職員室のほか、自立活動室や図書室、保健室なども備えるとしており、来年4月より順次適用されます。

意見書の中ほどに記載されている、「この基準は学校を新設する際に適応され、現存する学校にも適応猶予年限等を設け実効ある内容となるよう国庫補助率の引き上げも含め改善が求められます」と記載されておりますが、文科省のほうとしては、特別チームを立ち上げて議論した結果、今回の設置基準の制定とともに、現存施設の改修事業への国庫補助率の引き上げを行うことに既になっております。

したがって、この意見書の内容を特に否定するというわけではなく、来年4月より実施されますので、反対といたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。稲月議員。

○5 番

私は、本意見書については、賛成をする立場で討論させていただきます。

障がいをお持ちになった児童生徒の皆さんが学び、長時間生活をする支援学校、ここが定員を超える子どもたちが通っていたという現状の下で、文科省なども重い腰を上げて、やっところさ現場の声も聞き、一定の基準を設けるといところまでこぎ着けたというのが現状ではないかと認識をしております。

しかしながら、この意見書にも書かれているとおり、また趣旨の説明があっ

たとおりに、まだ不十分なものである。だからこそね、この設置されたということは非常に評価をすべきものですが、それに、より十分な基準をもって、障がいを持った子どもさんたちが本当に健やかに育つ環境をつくっていくということを保障していく場というのを保障するのが当然ではないかというふうに思いますので、今意見書にあるように、実効ある特別支援学校の設置基準の策定を求めていく、よりよいものにしていくということで、私はこの意見書（案）については賛成をしたいというふうに思います。

○議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第11号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

可否同数となります。よって、発議第11号 実効ある「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）については議長裁決として否決とさせていただきます。

続きまして

日程第5 発議第12号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書(案)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第12号

コロナ禍による米価下落対策を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日

提出者 稲 月 敏 子  
賛成者 植 田 いずみ  
" 山 口 昌 亮

コロナ禍による米価下落対策を求める意見書（案）

食料品やガソリン、建築資材などの高騰が家計を圧迫する一方で、米価の下落が米農家を直撃しています。米価の下落は新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少が最大の要因であり、コロナ禍は事実上の災害といえます。

奈良県農協の県産ヒノヒカリの買い上げ価格は1俵（60キロ）1万1,500円で昨年より1,800円の値下がり、下落幅は昨年を上回るものとなり、50年近く前の米価となっています。昨年のウンカ被害に続く米価の下落に対して多くの米農家は「米価の暴落で機械も買い替えできないので、もう米づくりをやめる」「米づくりをあきらめる人が集落でますます増え、耕作放棄地だらけになる」など農家の営農意欲を減退させる米価暴落に危機感が広がっています。

コロナ禍による米の「過剰在庫」分は国が責任をもって市場から隔離すべきであり、その責任を米の生産農家や流通事業者に押しつけることは許されません。

今、政府による緊急買い入れなどの特別な隔離対策が必要です。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域の農業を守るため、次の事項について実現されるよう強く要望します。

- 1 コロナ禍の需要減少による過剰米の在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。
- 2 政府が買い上げた米を生活困窮者・学生などへの食料支援で活用すること。
- 3 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○5番

ただいま事務局長のほうから意見書（案）の朗読をしていただきました。

提出説明をさせていただきますが、ほぼその本文どおりではありますが、一言述べさせていただきます。

2020年春からの新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言などに伴う自粛により、外食需要が消滅と言ってもよいくらいに減少いたしまして、

19年産米の販売不振により起きた20年産米米価下落とともに、20年産米の過剰在庫が積み上がったということから、21年産米の販売不振と2年連続の米価の大暴落を招くこととなりました。20年の2月に突然の一斉休校、米をはじめ、多くの食品の行き場がなくなってしまうという現象が現れました。その後については、国のほうも、様々な国民の声、団体からの声に合わせて対応を一定されたものの、過剰在庫の影響によって、19年産米の市場価格が下落をさせられてしまいました。

今、気候危機の下で農業被害が甚大化する今、そしてまた、農産物の輸入の自由化拡大などで、農業経営は大変厳しくなっています。その上に、このコロナ禍による、昨今起こっている米価の著しい下落は、農業経営にとって大きな打撃となり、米づくりから撤退をするという農家が増えることが加速をしているということが非常に危ぶまれております。

全国知事会も、来年度予算へ向けた要望、これは6月なんですけれども、この中で、需給環境の改善の取組は、生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入れ数量を拡充するよう求めておられます。日本の農業を守っていく、我が国の食料の需給を守っていく、そのためにも、本意見書を本議会で皆さんに御賛同いただいて、議決していただきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。岩崎議員。

○1 番

発議第12号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書(案)について、反対の立場で討論させていただきます。

1点目の「コロナ禍の需要減少による過剰米の在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること」についてであります。まず政府の備蓄米制度は、不作等による主食用米の生産量の減少によって供給が不足する事態に備え、必要な数量の国産米を在庫として保有することが目的であり、需給操作や価格の下支えにつながる運用は制度の趣旨に沿わない

ものであります。コロナ禍の令和3年度の米の生産の需給の安定には、全国で過去最大規模の6.7万ヘクタールの作付転換が必要であるとのこと。そのため、政府においては、令和2年度第三次補正予算において、新たに市場開拓に向けた水田リノベーション事業や、麦、大豆収益性・生産性向上プロジェクトを措置し、令和3年度当初予算の水田活用の直接支払交付金においても、都道府県が農業者を独自に支援する場合に、追加的に支援する措置の創設などに取り組み、結果、必要となる作付転換をほぼ達成する見込みとなったところであり、併せて、農業者の経営安定のためのセーフティネットとして、収入減少影響緩和交付金、ナラシ対策や収入保険などを措置しているところであり、したがって、まずこれらの施策を着実に実施していくことが重要であると考えます。

2点目の「政府が買い上げた米を生活困窮者・学生などへの食料支援で活用すること」についてであります。国の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業などにおいて、子ども食堂等での食材提供などへの支援を行っているところであり、既に実施されている子ども食堂などへの政府備蓄米の無償提供について、子ども食堂の運営者に最大90キロ、子ども宅食の運営者に最大300キロの米を提供し、申請は年に1回に限られていましたが、農林水産省は、本年7月1日から追加交付の申請を可能としたところであり、

3点目の「国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること」についてであります。ミニマムアクセス米は、平成5年に合意したガットウルグアイラウンドの交渉の中で、全体のパッケージの一つとして、従来、輸入がほとんどなかった品目について、最低限度の市場参入機会を与えるという観点より、全ての加盟国の合意の下に設定されたものであります。したがって、ミニマムアクセス米の削減や廃止については、実施するのは困難であると考えます。

よって、これらの理由により、本意見書には反対いたします。

以上です。

○議長

討論、ほかございませんか。植田議員。

○6番

このコロナ禍による米価下落対策を求める意見書（案）については、賛成の立場で討論させていただきます。

米価暴落ですね、もう米を作っても生活できないというのがね、やっぱり農業者の間の中で声が聞かれているわけですし、特に米作農家の多くが高齢者が多いというふうに、農業全体もそうですけれども、農業従事者の高齢化によ

ってですね、なかなか後継者不足という部分では拍車をかけることになるのではないかと。また、今趣旨説明ありましたように、地球規模での気候変動によって、異常気象等ですね、大分前から言われてますが、世界的な食料危機というふうな問題もあります。そんな中で、とりわけ日本の自給率というのはもう先進国で一番低いと思いますが、令和2年度、最低基準をまたそのままあれしませて、現在では37%まで落ち込んでいるという状況があるわけです。そういう意味では、それにもまた拍車をかけてしまうということになってしまいます。

農業者の営農意欲を減退させないためにもですね、ここはきちっと日本の農業、私はその基本は米作だと思いますが、今はちょっといろいろな食生活も変わりました部分がありますが、そういう意味では、そこをきっちりとやっぱりフォローしていくとか助けていく。そして、水田が持ついろいろな災害を防ぐ機能というものも実際にはありますから、そういうことも含めましてですね、ここはきちっと米づくりができる、生活できる、米づくりで生活ができるというところになるようなためにも、やっぱりきちっと米価について、暴落をやはり防いでいくという対策は、国として取るべきではないかということで、この意見書については賛成をいたします。

○議 長

ほか討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第12号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第12号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書（案）については否決されました。

続きますして

日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件

を議題といたします。

議会運営委員会副委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、副委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

#### ○町長

それでは、令和3年第7回12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

12月7日より本日まで、11日間の会期におきまして、慎重審議いただき、全ての上程議案につきまして、議決、承認、同意を賜り、厚く御礼申し上げます。議員各位におかれましては、今年1年間、町政への様々な御助言や御指導、御鞭撻を頂き、誠にありがとうございました。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に、私たちの生活は想像もしなかった苦難を迎えております。町では、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい財政状況にある中で、子育て世帯への臨時特別給付金については、現金給付で待ち望んでいる方も多く、子どもたちに必要なものに使っていただく、できるだけ早く支給することを重視し、事務を進めております。児童手当を支給されている中学生以下の子どもがいる世帯につきましては、12月23日に現金10万円の一括給付を行うことにいたしました。また、申請が必要な高校生の子どものみの世帯などについては、12月21日を目途に申請書を送付し、審査後、現金10万円一括で、年明けより順次支給していく予定をしております。なお、予算確保につきましては、国の補正予算が来週早々に成立予定となっておりますので、速やかに給付できるよう、専決処分をさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、令和3年度住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金

給付が予定をされておりますが、国からの詳細が届いていないため、分かり次第、速やかに給付できるように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、平群町では、多くの課題が山積をしております。特に財政状況につきましては、重症警報が引き続き奈良県より発令されるなど、危機的な状況に直面をしております、財政の健全化が今の平群町にとって優先事項であると認識をいたしております。現在、令和4年度の予算編成作業を進めておりますが、緊縮型の予算編成とはなりますが、職員一人一人が知恵を出して汗を流し、最小限の経費で最大の効果を発揮し、町民の皆さん方の期待に応えられるよう、職員とともに努力してまいります。

議員各位におかれましても、この危機を乗り越え、輝かしい夢の未来を築き上げるといふ共通の目標の下、御理解いただき、全面的な御協力をお願いを申し上げます。

今年も残すところ僅かになり、令和3年も終わり、新しい年を迎えるところでございます。来年は寅年に当たります。寅年には、信貴山朝護孫子寺に県内外より多くの方がお参りに来られます。平群町の観光振興や地域の活性化につながればとの思いから、寅年にちなみまして、信貴山朝護孫子寺の境内にある旧型の円柱の郵便ポストを黄色に着色し、寅柄に変更し、幸運のポストとして新たな観光スポットとなるように期待をしております。12月20日は寅の日に当たることから、除幕式を執り行う予定をしております。これに合わせまして、町制50周年の事業の一環として、日本郵政株式会社の皆様の御協力を得まして、記念切手を作成することができました。台紙部分は本町の歴史を感じていただけるデザインとなっており、切手シートは平群町の四季が感じられる景色を並べました。

これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいります。来年が本町や住民の皆様、議員の皆様にとりましても明るい希望に満ちた1年になりますよう、また、一日も早いコロナ禍の収束と皆様方の健康と御多幸を祈念申し上げます。

これを持ちまして、12月議会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

これをもって令和3年平群町議会第7回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時12分)